

20. 各国のキャピタル・

区分	日本	アメリカ	イギリス
原則	資産の保有期間により短期と長期とに分けられる。短期キャピタル・ゲイン（保有期間5年以内の資産の譲渡に係るもの）は、その全額が他の所得と合算され通常の税率により所得税が課されるが、長期キャピタル・ゲイン（保有期間5年超の資産の譲渡に係るもの）については、その半額を課税所得とする課税軽減措置が講じられている。	原則として課税。キャピタル・ゲインは資産の保有期間により短期と長期に分けられる。(1)純短期キャピタル・ゲインは他の所得と合算して通常税率により所得税を課されるが、(2)純長期キャピタル・ゲインについては特別の課税軽減措置が講じられている。	原則として課税。従来、キャピタル・ゲインは資産の保有期間により短期と長期に分けられていたが、1971年財政法によりこの区分は廃止され、すべて従来の長期キャピタル・ゲインと同じ扱いを受けることになった。
個人課税対象	(1) 短期キャピタル・ゲイン 保有期間5年以内の資産の譲渡による (2) 長期キャピタル・ゲイン 保有期間5年超の資産の譲渡による所得 ただし、自己の研究の成果である特許権、実用新案権その他の工業所有権、自己の著作に係る著作権及び自己の探鉱により発見した鉱床の探掘権の譲渡による所得は、保有期間の長短にかかわらずすべて長期キャピタル・ゲインとされる。 (3) 次のものは非課税とされる。 (イ) 生活用動産（1個又は1組の価額5万円以下のものに限る。）の譲渡による所得 (ロ) 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による資産の譲渡による所得 (ハ) 有価証券の譲渡による所得。 ただし、継続的取引による所得、買集めによる所得、事業譲渡類似の所得又は株式形態のゴルフ会員権の譲渡による所得は除かれる。	(1) 純短期キャピタル・ゲイン 保有期間6か月以下の資本資産の譲渡による所得で、短期キャピタル・ロスを控除したもの (2) 純長期キャピタル・ゲイン 保有期間6か月超の資本資産の譲渡による所得で、長期キャピタル・ロスを控除したもの この場合、資本資産とは、在庫品、減価償却資産、事業資産を除いたすべての資産をいう。ただし、6か月を超えて保有する減価償却資産及び事業用不動産等は、本来、資本資産ではないが、その売却又は交換による所得を特に長期キャピタル・ゲインとすることが認められる。減価償却資産については、処分額が未償却額を超える場合には、処分額から未償却額を減じた額のうち、減価償却による控除額相当部分は普通所得とされ、取得額を超える部分のみがキャピタル・ゲインとして扱われる。また、未償却額が処分額を超える場合には当該差額は通常の損失とされる。	資産の処分により生ずるキャピタル・ゲイン ただし、次のものは非課税とされる。 (イ) 通常の自動車の譲渡による所得 (ロ) 年間100ポンド以下の資産の贈与及び慈善団体に対する贈与により実現したもの (ハ) 1,000ポンド以下の動産等の譲渡による所得 (ニ) 一定の国債又は政保債（保有期間1年超）の譲渡による所得 減価償却資産については、処分額が未償却額を超える場合には、処分額から未償却額を減じた額のうち、減価償却による控除額相当部分は事業所得とされ、取得額を超える部分のみがキャピタル・ゲインとして扱われる。

ゲ イ ン 課 税 の 概 要

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
次のものが課税される。 (1) 事業資産について生じたもの (2) 事業の譲渡より生じたもの (3) 一定の者の所有する資本金持分について生じたもの (4) 投機売買により生じたもの	原則として非課税。ただし、次のものは課税される。 (1) 事業資産について生じたもの (2) 特定の者の有する社員権、株式等について生じたもの (3) 特定の投機売買により生じたもの (4) 建築用地等に係る取引により生じたもの	原則として非課税。ただし、次のものは課税される。 (1) 事業資産について生じたもの (2) 投機活動について生じたもの (3) 事業の譲渡により生じたもの	原則として課税。従来は事業経営に関連するキャピタル・ゲインのみが課税されていたが、1972年より一般的に純キャピタル・ゲイン（キャピタル・ゲインからキャピタル・ロスを減じた額）の2分の1を課税所得に算入し総合課税することとした。なお、事業経営に関連するキャピタル・ゲインは通常の所得として課税される。
(1)については、事業資産の売却、収用、交換等による所得 (2)については、次の行為から生ずる所得 (イ) 農林業経営及びその一部の譲渡、清算並びにその事業資産に係る持分の譲渡 (ロ) 営業及びその一部の譲渡、清算並びにその事業資産に係る持分の譲渡 (ハ) 独立的労働の用に供せられる財産の譲渡及び清算 (3)については、資本金持分の譲渡を譲渡前5年以内のいずれかの時点において、資本の4分の1を超えて所有した者がその持分を譲渡する場合でその譲渡した持分が資本の1%を超える場合の所得について課税する（(1)の要件を満たす場合には(1)により課税）。 (4)については、取得と譲渡との間に、土地等については2年、その他の資産については6か月以下の保有後になす譲渡行為及び清算取引により生ずるものについて課税（(1)の要件を満たす場合には(1)により課税し、また、(3)の要件を満たす場合には(4)による）。その所得が一暦年につき1,000マルク未満の場合は免税。	(1)については、不動産、設備、有価証券等の資産の売却、交換、収用等による所得。このうち、保有期間が2年以上の資産に係るものを長期キャピタル・ゲイン、2年未満のものを短期キャピタル・ゲインとする。 (2)については、法人税が課される会社の社員、株主等がその社員権、株式等の譲渡により実現した所得。ただし、譲渡前5年間のいずれかの時点において当該社員、株主等またはその特定の親族の利益参加割合が25%を超えていることを条件とする。ただし、(1)の要件を満たす場合には(1)により課税する。 (3)については、個人が商品又は証券取引所において建てられた相場を利用して行う継続的・組織的投機売買による所得及び保有期間が10年未満の不動産の譲渡による所得で、投機目的に基づくものでないことが証明されないもの（ただし、事業用資産及び所有者の主たる住居に係るものは除く。） (4)については、建築用地及びこれに係る権利の譲渡及び収用による所得並びに主たる資産が建築用地である会社の発行した証券の譲渡による所得（ただし(1)、(3)に該当する場合は除く。）	(1)については、棚卸資産以外の事業資産の譲渡による所得 (2)については、投機目的をもつて取得した資産の譲渡による所得（事業所得の要件を満たしていなくても課税される。） 次の場合には投機目的があるものとみなされる。 (イ) 土地の分譲 (ロ) 5年以下の自用でない不動産の購入販売 (ハ) 2年以下の美術品及び骨董品の購入販売 (3)企業の清算又は処分による所得	資産の処分により生ずる純キャピタル・ゲイン 一定の資産及びそれに関連する資産、営業権等の売却により生ずるキャピタル・ゲインは通常の所得として課税される。 個人的用途に供する資産については、原則としてキャピタル・ロスは認められず、また、当該資産の取得費が1,000カナダ・ドル以下の場合にはそのキャピタル・ゲインの計算に当って取得費は1,000カナダ・ドルとみなされる。 減価償却資産については、処分額が未償却額を超える場合には、処分額から未償却額を減じた額のうち減価償却による控除額相当部分は普通所得とされ、取得額を超える部分のみがキャピタル・ゲインとして扱われる。また、未償却額が処分額を超える場合には、当該差額は普通の損失とされキャピタル・ロスとしては扱われない。 主たる住居及びその周囲の土地1エーカー分の売却より生じるキャピタル・ゲインは非課税とされる。

20. 各 国 の キ ャ ピ タ ル ・

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
個 人 (続)	課 税 方 法 (続) 年50万円の特別控除額を控除した後、①長期キャピタル・ゲインについては、その2分の1相当額を他の所得と総合し通常の税率により課税し、②短期キャピタル・ゲインについては、その全額を他の所得と総合し通常の税率により課税する。	純キャピタル・ゲインと純キャピタル・ロスとを長期・短期を問わず通算した結果、純キャピタル・ゲインが残る場合に課税する。 (1) 純短期キャピタル・ゲインが純長期キャピタル・ロスを超える場合には、当該超過額を全額他の所得と合算して通常税率により課税する。 (2) 純長期キャピタル・ゲインが純短期キャピタル・ロスを超える場合には、当該超過額について選択により次のいずれかの方法で課税する。①当該超過額の50%を他の所得と合算して通常税率により課税する。②他の所得と分離して、当該超過額のうち5万ドル以下の部分に25%の比例税率を適用して得られる税額に一定額(他の所得と、5万ドル以下の部分の50%との合計額に通常税率を適用して得られる税額を、①で得られる税額から控除した残額)を加えたものをキャピタル・ゲインについての納付税額とする。	キャピタル・ゲインは、他の所得と分離して、キャピタル・ゲイン税(30%比例税率)を課税する。ただし、選択により、キャピタル・ゲインが5,000ポンド以下の場合はその2分の1について、5,000ポンドを超える場合には2,500ポンドを控除した額について、所得税及び投資所得加重税の課税を受けることができる。
	損 益 の 通 算 キャピタル・ロスについては、まずその年のキャピタル・ゲインから控除し、控除しきれない部分はその年の他の所得から控除する。	上述の通算を行つた結果、純キャピタル・ロスが残る場合には、①純長期キャピタル・ロスが純短期キャピタル・ゲインを超える金額の2分の1相当額と、②純短期キャピタル・ロスが純長期キャピタル・ゲインを超える金額とについて、毎年1,000ドルを限度として普通所得から控除できる。更になお、純キャピタル・ロスの残額がある場合には、それを翌年以降無期限に繰越すことができる。	キャピタル・ロスとは、その年度のキャピタル・ゲインから控除し、控除しきれない部分は次年度以降のキャピタル・ゲインから控除できる。
法 人	保有期間の長短を問わずすべてのキャピタル・ゲインについて通常の所得と同様に課税する。 なお、昭和44年4月1日以後に取得した土地に係る譲渡益等については、通常の法人税の別に20%の税率による土地譲渡税を課税する。	原則として個人の場合と同様。ただし、純長期キャピタル・ゲインが純短期キャピタル・ロスを超える場合は、次のいずれかの方法を選択できる。①純長期キャピタル・ゲインのうち純短期キャピタル・ロスを超える額を他の所得と合算して法人税率による課税を受ける。②当該金額を、他の所得と分離して30%(1969年10月以前の契約によるものは25%)の比例税率の適用を受ける。 キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインから控除するほか、一定の金額について前3年間に繰戻し、その残額をじ後5年間にわたり繰越すことが認められる。	すべてのキャピタル・ゲインの26分の15について、通常の所得と同様に課税する(この結果、キャピタル・ゲインに対する実効税率は30%となる)。 キャピタル・ロスは、その年度のキャピタル・ゲインから控除し、控除しきれない部分は次年度以降のキャピタル・ゲインから控除できる。
課 税 の 特 例	(1) 1年以上保有していた土地、建物等の同種資産の交換については、課税の繰延べの特例が認められる。 (2) 収用等による譲渡の場合については、3,000万円の特別控除の特例が課税の繰延べの特例が認められる。 (3) 特定の政策目的に沿う特定の事業用資産の買換え又は交換については、課税の繰延べの特例が認められる。 (4) その他の特例については、第19表譲渡所得課税制度の概要参照	(1) 65歳以上の者が5年以上居住していた住宅の売却により取得したキャピタル・ゲインは売却価格20,000ドルに対応するキャピタル・ゲインの額を限度として非課税とされる。 (2) 居住用住宅の買換え及び資産の強制転換については、課税繰延べの特例がある。 (3) その他、石炭及び鉄鉱石のロイヤルティ、山林に係るキャピタル・ゲインを、長期キャピタル・ゲインとするなどの特例がある。	(1) 一定規模以下の個人住宅の譲渡によるキャピタル・ゲインのうち、自己の居住期間に対応する部分は非課税とされる(個人)。 (2) 事業用資産の買換えには、一定の要件のもとに課税繰延べの特例がある。 (3) 資産の処分による所得が年間500ポンドを超えない場合にはキャピタル・ゲイン税を課さない(個人)。 (4) 土地の処分により実現された開発利益に対しては、キャピタル・ゲイン税ではなく、所得税が課される。

ゲ イ ン 課 税 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
(1)及び(4)については、他の所得と合算して通常税率で課税する。 (2)については、最高3万マルク(ただし、55歳以上の高齢者及び生業不能者については、6万マルク)を控除した金額と他の所得との合算額に係る実効税率の2分の1の税率を、上記控除後の金額に乗じて課税する。 (3)については、最高2万マルクの控除額に「譲渡した持分/会社の資本」を乗じた額を控除する。税率は(2)と同様の方法で算出する。	(1)については、長期キャピタル・ゲインに対しては15%の税率で分離課税し、短期キャピタル・ゲインに対しては、他の所得と合算して通常税率で課税する。ただし、短期キャピタル・ゲインをその実現した事業年度及びこれに続く2事業年度の所得に均分して合算することができる。 (2)については、15%の税率で分離課税する。 (3)については、他の所得と合算して通常税率で課税する。ただし、投機的不動産取引については、譲渡益が過去3年間に於ける平均課税所得額を上回る場合には、これを実現の年度及びその直前の3年度に均分して合算することが認められる。 (4)については一定の方法で算出される額を総合課税する。	(1)及び(2)については、総合所得の一部として通常税率で課税する。 (3)については、前2年間の平均税率(前2年間の所得合計額の2分の1に対応する税率、2年間とも無所得なら10%)で分離課税する。	純キャピタル・ゲインの2分の1は他の所得と合算され総合課税される。
(1)、(2)及び(3)については、他の所得からも控除できる。 (4)については、同一暦年内の投機所得からのみ控除できる。	(1)については、保有期間が2年以上の非償却資産に係るものを長期キャピタル・ロスとし、その他はすべて短期キャピタル・ロスとする。長期キャピタル・ロスは当該事業年度及びこれに続く10事業年度の長期キャピタル・ゲインからのみ控除できる。短期キャピタル・ロスは他の所得から控除できる。 (2)については、同一年度の同種のキャピタル・ゲインからのみ控除できる。 (3)については、キャピタル・ロスの生じた年及びこれに続く5年度の投機所得からのみ控除できる。なお投機的不動産取引に係るキャピタル・ロスは他の所得からも控除できる。 (4)については同一年度の同種のキャピタル・ゲインからのみ控除できる。	(1)及び(3)について生じたキャピタル・ロスは無制限に総合所得から控除できる。 (2)について生じたキャピタル・ロスはいかなる所得からも控除できない。	純キャピタル・ロスの2分の1は1,000カナダ・ドルを限度として他の所得から控除される。控除しきれない場合には1年間の繰戻し及び無期限の繰越しが認められ、繰戻された年又は繰越された年の純キャピタル・ゲインの2分の1又は1,000カナダ・ドルを限度として他の所得から控除できる。
すべてのキャピタル・ゲインの全額について通常の所得と同様に課税する。 キャピタル・ロスはキャピタル・ゲイン及び他の所得から全額控除できる。	原則として、個人と同様に課税する。ただし、長期キャピタル・ゲイン額からキャピタル・ゲイン税額を差引いた残額を特別準備金に組入れることが要請されており、当該準備金の取崩しには、一定の制限が設けられている。 長期キャピタル・ロスは、長期キャピタル・ゲインからのみ控除でき、短期キャピタル・ロスはキャピタル・ゲイン及び他の所得から全額控除できる。	(1) 営利会社及び団体 すべてのキャピタル・ゲインについて、他の所得と同様に課税される。キャピタル・ロスは無制限に課税所得から控除できる。 (2) 非営利団体 個人の場合と同様、企業資産についての投機活動による譲渡又は処分から生じたキャピタル・ゲインのみが課税され、一方事業資産について生じたキャピタル・ロスのみを課税所得から控除できる。	原則として個人と同様に課税する。ただし、損益通算に関しては、法人は他の所得から純キャピタル・ロスの2分の1を控除することはできない。
(1)については、買換え又は収用等による譲渡について課税繰延べの特例がある。 (2)及び(3)については、譲渡前5年以内に相続(贈与)により取得し、相続(贈与)税を納付している場合には、所得税等の減免を受ける。 (4)については、内国確定利付有価証券(転換権又は収益参加権のあるもの及び外国で取得したものを除く。)及び内国の公の債務簿に登録されている債権の譲渡は投機行為とされない。	(2)と(4)が重複する場合はいずれか算出税額の大きい方を適用する。	不動産からのキャピタル・ゲインについては、地方税(市町村税)の不動産増価税が課される。	(1) 資産が収用され当該資産に対する補償金が代替資産の取得のため使用された場合には、当該資産について生じた収益の一部又は全部について課税が繰延べられる。 (2) 外国為替相場の変動により生ずるキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスについては、それぞれ200カナダ・ドル圧縮される(個人)。